

**新入生（1年次生）の単位認定について**  
**（すでに修得済の単位がある1年生のみ対象）**

本学法学部に入学する前に大学・短期大学等において修得した単位、また、特別聴講生制度で修得した単位について、教育上有益とされる場合、法学部教授会の議を経て、法学部の卒業所要単位として認定することができます。なお、特別聴講生制度とは、「付属校生学部授業履修制度」「三輪田学園高等学校との特別聴講制度」を指します。認定単位の上限は、30単位です。単位認定を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

記

1. 対象者

2026年度入学の1年次生（すでに修得済の単位がある1年生のみ対象）

2. 提出書類

【大学・短期大学等で修得した単位の単位認定申請】

- ・在籍していた大学・短期大学等の成績証明書（原本のみ）
- ・単位認定申請科目のシラバス（データでも可）

【特別聴講生制度で修得した単位の単位認定申請】

- ・本学にて修得した科目が記載された成績通知書

3. 提出期限

2026年4月13日（月）17：00（必着）

4. 提出先

窓口の場合：大内山校舎1階 学部事務課法学部担当

郵送の場合：〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 学部事務課法学部担当宛

※シラバスをデータで提出希望の場合、その旨法学部窓口にてお申し出ください。

5. 単位認定結果

個別にご連絡します（5月上旬までにお知らせする予定です）。

6. 注意

申請したすべての科目が認定されるということではありません。

以上